

鈴鹿市訓令第 1 号

庁 中 一 般

鈴鹿市会計管理者事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市会計管理者事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市会計管理者事務の専決に関する規程（昭和 4 7 年鈴鹿市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（会計課長の専決事項） 第 3 条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 <u>（3） 鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）第35条に規定する口座自動振替払による公共料金の支払に係る支出負担行為及び支出命令並びに支払の決定に関すること。</u> <u>（4）～（13）</u> 略	（会計課長の専決事項） 第 3 条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 <u>（3）～（12）</u> 略

附 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。